

## 行政調査権限との比較

	所得税法	証券取引法	独占禁止法
調査形態	間接強制調査 (正当な理由なく拒絶する場合に罰則あり)	間接強制調査 (正当な理由なく拒絶する場合に罰則あり)	間接強制調査 (正当な理由なく拒絶する場合に罰則あり)
出頭命令	規定なし	規定なし	出頭命令(法第47条第1項第号)
検査・立入検査  ・事前通知          ・調査事項、被疑事実等の告知	質問、帳簿書類その他の物件の検査 (法第234条) ・「現況についての調査が重要である事案等事前に通知をすることが適当でないと認められるもの」を除き、事前通知を行う。 (「税務調査の際の納税者および関与税理士に対する事前通知について」)  ・規定はない。	検査(法第59条等)  ・原則として無予告で行う。 (「証券検査に関する基本指針」)  ・検査着手時に、検査対象先の責任者に検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項を説明 検査の権限及び目的 検査への協力依頼 検査モニターの概要 意見申出制度の概要 その他必要な事項 (「証券検査に関する基本指針」)	立入検査(法第47条第1項第4号)  ・すべて無予告 (公正取引委員会からの情報による)     ・立入検査をする場合には、次に掲げる事項を記載した文書を関係者に交付する。(審査規則第20条) 事件名 法の規定に違反する被疑事実の要旨 関係法条

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士等の立会い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税理士の立会いは認められている。 ( 税理士法第 2 条 ) 税理士以外の第三者の立会いを認めるかどうかは、調査官の合理的な裁量にゆだねられているとされている。 ( 最判昭 48.7.10, 大津地判平 12.10.30, 神戸地判平 15.10.3 )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めている。 なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとされている。 (「証券検査に関する基本指針」) ヒアリングに際しては、正確な事実の把握に支障が生じるおそれがあり、役職員以外の者の立会いや録音を原則として認めることはない。 (「証券検査に関する基本指針」(案)に対する「コメントの概要とコメントに対する証券取引等監視委員会の考え方」)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規定はないが、弁護士の立会いは行われている。ただし、弁護士の立会いがなければ立入検査を行うことができないとはされていない。 ( 参 経産委平 17.4.14 経取局長答弁 )</li> </ul>
<p>質問検査・審尋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供述調書等の作成</li> </ul>	<p>質問検査 ( 法第 234 条 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規定はない。</li> </ul>	<p>検査 ( 法第 59 条等 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問題点を把握した場合には、検査対象先責任者等から事実関係の確認を得るものとし、必要に応じて事実関係及び経緯を記載した書面に、検査対象先の認識について記載を求めものとしている。 (「証券検査に関する基本指針」)。</li> </ul>	<p>審尋 ( 法第 47 条第 1 項第 1 号 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審尋を行った場合には、審尋調書を必ず作成 ( 審査規則第 1 1 条 ) 任意の供述録取の場合は、必要に応じ、供述調書を作成 ( 審査規則第 1 3 条 )</li> </ul>

<p>・ 弁護士等の立会い</p> <p>・ 供述調書等のコピー</p>	<p>・ 税理士の立会いは認められている。 （税理士法第 2 条） 税理士以外の第三者の立会いを認めるかどうかは、調査官の合理的な裁量にゆだねられているとされている。 （最判昭 48.7.10, 大津地判平 12.10.30, 神戸地判平 15.10.3）</p> <p>・ 規定はない。</p>	<p>・ 役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めている。 なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとされている。 （「証券検査に関する基本指針」） ヒアリングに際しては、正確な事実の把握に支障が生じるおそれがあり、役職員以外の者の立会いや録音を原則として認めることはない。 （「証券検査に関する基本指針」（案）に対する「コメントの概要とコメントに対する証券取引等監視委員会の考え方」）</p> <p>・ 規定はない。</p>	<p>・ 規定はないが、弁護士等の第三者の立会いは認められていない。 （公正取引委員会からの情報による）</p> <p>・ 規定はなく、実際にも行われていない。 なお、供述人は、審尋調書・供述調書の内容について、読み聞かせ又は閲覧により、確認することができる。 （審査規則第 11 条、第 13 条）</p>
<p>報告徴収</p>	<p>規定なし</p>	<p>報告徴求（法第 59 条等）</p>	<p>報告徴収（法第 47 条第 1 項第 1 号）</p>
<p>提出命令・留置等</p>	<p>規定なし</p>	<p>報告徴求（法第 59 条等）</p>	<p>提出命令・留置（法第 47 条第 1 項第 3 号）</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>提出物件の閲覧・謄写</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事件の審査に特に支障を生ずることとなる場合を除き、提出物件の閲覧・謄写をすることができる。 (審査規則第18条)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処分時の証拠開示等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続法の適用除外 (国税通則法第74条の2) ただし、青色申告者に対する課税処分については理由を付記しなければならないなどの規定がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続法による (「聴聞」を行わなければならない)</li> <li>* 課徴金事案については事前審判</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申出があったときその他必要があるときは、公正取引委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠について説明(審査規則第25条)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>審判時の証拠開示等</li> <li>文書提出命令等の申立て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*不服審査(審査請求)において 原処分庁は処分の理由となった事実を証する書類等を担当審判官に提出することができる。 (国税通則法第96条第1項)</li> <li>審査請求人は担当審判官に対し、原処分庁から提出された書類等の閲覧を求めることができる。 (国税通則法第96条第2項)</li> <li>担当審判官は審査請求人の申立により、又は職権で、質問検査等(帳簿書類等の提出を求めることを含む。)を行うことができる。 (国税通則法第97条第1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*事前審判において</li> <li>指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。 (法第181条第3項) (注)指定職員とは、内閣総理大臣から指定され、課徴金の納付を命ずべき原因の存在を主張・立証する職員である(法第181条第2項)。</li> <li>被審人は、書類等の所持者、証明すべき事実等を明らかにして、審判官に書類その他の物件の提出命令の申立てをすることができる。 (法第185条の3第2項、審判手続府令52条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*事後審判において</li> <li>審査官は、証拠調べの始めに、事件の審判に必要と認める証拠の申出をしなければならない。 (法第58条第1項、審判規則第39条第1項)</li> <li>被審人は、書類等の所持者、証明すべき事実等を明らかにして、公正取引委員会(審判官)に文書その他の物件の提出命令の申立てをすることができる。 (法第59条第1項、審判規則第45条及び第46条)</li> </ul>